

市第96号議案

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例の一部改正

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例の一部を改正する条例

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例（平成18年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市墓地運営基金条例

第 1 条中「置く」の次に「久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）に限る。）及び」を加え、「横浜市メモリアルグリーン運営基金」を「横浜市墓地運営基金」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地の健全な運営を図ることを横浜市メモリアルグリーン運営基金の目的として追加するとともに、同基金の名称を変更するため、横浜市

メモリアルグリーン運営基金条例の一部を改正したいので提案する。
。

参 考

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

横浜市墓地運営基金条例

横浜市メモリアルグリーン運営基金条例

（目的及び設置）

第 1 条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳
墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条
第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）に限る。）
及びメモリアルグリーンの健全な運営を図るため、横浜市墓地運
営基金
アルグリーン運営基金（以下「基金」という。）を設置する。